

議第48号

財産（消防団汎用積載車）の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議決を求める。

令和8年6月1日提出

高山市長 田 中 明

記

- | | |
|----------|---|
| 1 財産の種類等 | 消防団汎用積載車 3台 |
| 2 取得の金額 | 43,857,000円 |
| 3 取得の相手方 | 高山市江名子町570番地17
株式会社トータルサービス
代表取締役 瀧根 大樹 |
| 4 設置場所 | 高山市江名子町3093番地2
高山市消防団高山支団第5分団第2班（江名子班）
高山市清見町三日町322番地4
高山市消防団清見支団第1分団第1班（三日町班）
高山市一之宮町5768番地1
高山市消防団一之宮支団第3分団第3班（段班） |
| 5 取得の時期 | 令和9年度 |